

議案第136号  
宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正の概要について

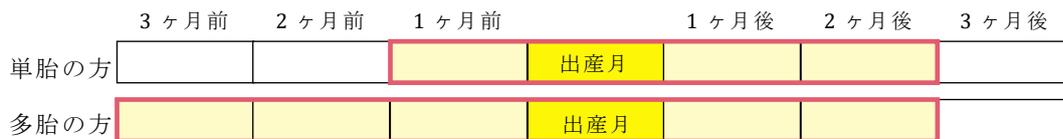
1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宝塚市国民健康保険税条例を改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険の被保険者が出産する予定又は出産した場合に、出産日の属する月の前月（多胎出産の場合は3月前）から出産日の属する月の翌々月までの当該被保険者の国民健康保険税における所得割及び均等割を減額（免除）するもの。

免除対象期間[色の付いた部分が免除期間]



3 過去5年度における国民健康保険被保険者の出産数(出産育児一時金支給数)

令和元年度	127 件
令和2年度	113 件
令和3年度	90 件
令和4年度	85 件
令和5年度	44 件(4月～9月分のみ)

4 施行日

令和6年1月1日

※令和5年度については、令和6年1月以降の対象期間分だけ保険税が減額される。

5 財政支援

政令により、当該規定により保険税を減額した額のうち、2分の1を国、残る4分の1ずつを県と市がそれぞれ負担する。